

## 【資料編】



## 平成 26 年度統計法施行状況審議の進め方について

平成 27 年 6 月 25 日  
基本計画部会

### 1. 基本的な考え方について

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、各府省の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）への取組など法の施行状況について、客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等を推進するために実施するものである。
- 昨年度同様、従前より行ってきた基本計画への取組状況などの評価と、未諮問基幹統計の確認の 2 つを主要な審議活動とし、前者を年度前半、後者を年度後半に実施する。
- 基本計画への取組状況などの評価については、今回は審議の対象が第Ⅱ期基本計画の計画期間初年度の取組であり、各省の取組も端緒の段階であると思われることから、取組を網羅的に精査するのではなく、平成 26 年度に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議をする。

### 2. 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

#### (1) 全体的な流れ

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方及び審議事項の概要を決定し（最終決定は 7 月）、7 月から 9 月までの間で実質的な審議を行い、9 月末（遅くとも 10 月初）までに審議結果を取りまとめる。

#### (2) 審議事項について

- 対象年度が基本計画の計画期間初年度であり、各府省も取組の端緒の段階であることを踏まえ、次の 2 点を審議する。
  - ① 基本計画への取組状況のうち、担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出しているとみなせる事項（実施時期が「平成 26 年度末まで」となっている 4 つの事項を全て含む）について、各府省の取組状況について評価する。

- ② その他、平成 26 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項について、26 年度における取組状況や今後の見通し等を精査し評価する。

—— ②の対象とする審議事項については、例えば、1) 政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題、2) その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題、といった観点から判断する。

### (3) 審議体制、審議方法

- 審議体制については、①平成 26 年度は、基本計画の初年度であり、まだ未着手の課題も少なくなく、実施済（あるいは実施困難）等の判断ができる事項は少ないと考えられること、②審議事項が多くはならないことが想定されるため、委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいこと、から、基本計画部会本体のみとする。
- 審議は、上記（2）に記載の審議事項に関し、必要に応じて、関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

### (4) 審議スケジュール（案） （別紙 1 参照）

## 3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方を決定し、10 月に具体的な審議スケジュールを決定した後、11 月から翌 1 月までの間で実質的な審議を行い、2 月末を目途に審議結果を取りまとめる。
- 昨年 10 月及び 11 月の第 53 回及び第 54 回基本計画部会で決定した、未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び確認スケジュールに基づき審議を行うことを基本としつつ、その後の諮問・答申の状況を踏まえ、対象となる統計の所管府省等にも確認をとって、具体的な審議スケジュールを確定する。  
（第 54 回基本計画部会で決定した確認スケジュールは別紙 2 参照）

## 平成 26 年度統計法施行状況に関する審議スケジュール想定 (案)

## 1. 基本計画への取組状況等に関する審議スケジュール

	統計委員会	基本計画部会
6月25日(木) 10:00~12:00	・総務省から「平成26年度統計法施行状況報告」を報告 ・基本計画部会に付託	・平成26年度統計法施行状況報告の概要を説明 ・審議の進め方を決定 ・審議事項の概要を決定
7月23日(木) 午前中	(審議事項未定)	・審議事項を最終決定 ・具体的審議(1回目) ◇平成26年度末までに実施する事項等 ◇委員意見による重点的審議事項
8月5日(水) 午前中	—	・具体的審議(2回目) ◇委員意見による重点的審議事項
8月27日(木) 午前中	(審議事項未定)	・具体的審議(3回目) (必要に応じて、以下の2つ) ◇平成26年度末までに実施する事項等 ◇委員意見による重点的審議事項 ・審議結果報告書素案を審議
9月17日(木) 午前中	・「審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)」を決定、公表	・「審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)」(案)を審議、決定
10月6日(火) 14:00~16:00	(予備回)	(予備回)

## 2. 未諮問基幹統計の確認のスケジュール

	統計委員会	基本計画部会
6月25日(木) 10:00~12:00	(略)	・確認の進め方を決定
10月	(略)	・確認の進め方を再確認 ・具体的確認スケジュールを決定
11月	(略)	・具体的確認(1回目)
12月	(略)	・具体的確認(2回目)
平成28年 1月	(略)	・具体的確認(3回目)
2月目途	・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定	・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定

## 平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール

平成26年11月17日  
基本計画部会

分野	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口・世帯	(1月)人口動態統計[厚労省] (-)			
労働・賃金	(2月)民間給与実態統計[財務省] (-)	毎月勤労統計[厚労省] (H4)	賃金構造基本統計[厚労省] (H16)	船員労働統計[国交省] (H19)
農林水産業	(2月)木材統計[農水省] (H17)	海面漁業生産統計[農水省] (H18.3)	牛乳乳製品統計[農水省] (H18.8)	作物統計[農水省] (H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計[厚労省] (-)
商業・サービス業		石油製品需給動態統計[経産省] (H13)		
企業・家計・経済	(12月)家計統計[総務省] (H13.7)	法人企業統計[財務省] (H19)	個人企業経済統計[総務省] (H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計[国交省] (S31)	
エネルギー・水			経済産業省特定業種石油等消費統計[経産省] (H14)	ガス事業生産動態統計[経産省] (H18)
教育・文化・スポーツ・生活				学校教員統計[文科省] (-) ※3年周期(H28実施)
行財政	(1月)地方公務員給与実態統計[総務省] (-) ※5年周期 (H25実施)			
社会保障・衛生		学校保健統計[文科省] (H17)		
所管府省	総務省2(統計局1、自治行政局1) 財務省1(国税庁) 厚労省1 農水省1	財務省1(財務総合政策研究所) 文科省1 厚労省1 農水省1 経産省1 経産省1(資源エネルギー庁)	総務省1(統計局) 厚労省1 農水省1 経産省1 国交省1	文科省1 厚労省1(医政局) 農水省1 経産省1(資源エネルギー庁) 国交省1

(注1) 統計名の後ろの[ ]は所管府省名、その後ろの( )は統計審議会における最終答申年(同じ年の場合は月も記載)。

(注2) 平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況を勘案し、必要に応じて変更。

## 基本計画への取組状況等に関する審議事項について

1. 担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出しているとなしめる事項（実施時期が「平成26年度末まで」となっている4つの事項を全て含む）

事項	実施時期	担当府省	報告内の頁
○観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。	平成26年度末までに結論を得る。	観光庁	p42
○医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	平成26年度末までに実施する。	厚生労働省	p46
○21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	平成26年度末までに結論を得る。	厚生労働省、文部科学省	p48
○同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。	平成26年度末までに結論を得る。	総務省	p50
○国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。 (平成26年度中に諮問・答申済)	平成27年度調査の企画時期までに結論を得る。	総務省	p46
○社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。 (平成26年度中に諮問・答申済)	次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。	文部科学省	p50

2. 平成 26 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

(部会長案)

- 生産・分配GDP四半期推計の検討状況
- 観光に関する統計整備
- 労働者の区分等
- 公的統計の結果提供、二次利用
- 統計リソースの確保

資料3

平成27年7月23日基本計画部会資料

平成26年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由 (欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
1	第2 1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 のうち提供情報の整備	◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考者系列として公表することを旨とする。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考者系列の公表を目指す。	「国民経済計算」次回基準改定に関する研究会等において、国民経済計算の次回基準改定後できるだけ速やかな参考者系列としての公表を目指して、生産面(経済活動別付加価値)及び分配所得面(家計可処分所得、家計貯蓄等)に関する四半期推計の開発に向けて、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、現行基準の国民経済計算に基づく推計手法及び試算値の検討を行った。	【生産・分配GDP四半期推計の整備状況】 ＜内閣府＞生産・分配四半期GDPの速報推計に関する検討状況。特に、具体的な推計方法とそれを踏まえた試算値、現行の支出側推計値との時系列データの一時的比較。 ―― 季刊国民経済計算No.155(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編)において、一部試算値によるグラフが示されているが、現行の支出側推計値との比較は掲載されていない。その後の推計方法の検討状況等も踏まえた具体的な試算値を示してほしい。
2	2 分野別経済統計の整備 (2) 観光に関する統計の整備	◎ TSAIについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成26年度から実施する。	全部で10表あるTSAIの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めてきた。検討の結果、第8表及び第10表は作成可能な見通しが立ったため、今後、数値の精査を経て、公表の予定である。一方、第9表については、表章自体の有用性に疑問があること、また、TSAI導入国が必ずしもTSAI全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。	(No.3意見③参照)
3		◎ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成26年度から実施する。	都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介した。今後は引き続き現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討し、各都道府県が統計の整備を進めるための支援を継続する。	意見① この間の訪日外国人旅行者の増大や観光立国の推進の観点からも観光に関する統計の整備は重要であり、国はもとより地方自治体、事業者、国民の求めることと考えます。 No.3の都道府県の観光入込客統計の精度向上や地域の観光統計の改善支援は、平成26年度からの実施とされているが、どのような改善の取組みが行われているのか説明をお願いします。 また、No.4の観光地域経済調査の課題等について、どのような観点から観光に関する統計の整備は、観光産業が生み出すGDPや観光産業に関わる雇用者数等を把握・分析することで、成長産業として期待される観光産業の「見える化」を図ることができ、自治体等の施策の推進や住民等の理解促進にも資すると考えます。

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求めめる内容及びその理由(欄中のNo.1は、「通し番号」の欄に対応。)
4		<p>○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。</p>	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。	<p>観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあった。</p> <p>一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が準備している中、その効果測定や、地域統計の重要性の観点から、観光地域経済調査に注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある状況である。</p> <p>従って、次回調査を仮に実施する場合には、平成24年度の調査設計の課題を解決できる調査設計が必要となるが、また具体的な調査設計の見通しがたっていない状況である。</p> <p>以上により、次回調査の実施の可否について、引き続き検討し、平成27年度末までに結論を出す予定である。</p>	(No.3意見①～③参照)
5	<p>○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。</p>	観光庁	平成26年度から実施する。	<p>宿泊旅行統計調査の精度向上のためには、まずは回収率の向上を図ることが重要と考える。さらなる回収率の向上を図るため、オンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取り組みについて検討した。</p> <p>旅行・観光消費動向調査の精度向上については、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられる。この傾向の解消に向けて、平成26年度は調査票の各設問の記入率の状況を調べた。今後、記入率の状況を参考にしつつ、速報値と確報値の差異が縮小するよう、調査設計を検討する予定である。</p>	(No.3意見②、③参照)	

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由(欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
6	3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保健全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計体系の全体像を整理し、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。	<p>進捗状況</p> <p>1 対象、検討の基本的考え方 利用者の利便性、有用性の向上を図ることを考慮すると、医療、福祉及び介護関係に限らず、厚生労働統計全体について検討することが適当と考えられることから、これらの統計全般の体系図である「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を改善することとした。 また、これまでの体系図においては、調査統計及び加工統計を含めて作成してきたところ、厚生労働統計には業務統計もあることから、統計委員会等で指摘されているとおり公表されている業務統計についても対象に含めて、統計の体系図を作成した。 なお、体系図の作成に当たっては、分野別に区分する等一般の利用者にとって分かりやすい全体像を示すという観点から検討を行った。</p> <p>2 課題 厚生労働統計の体系図としては、厚生労働省ホームページで、「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を示している。 しかしながら、これまで示していたものは、以下に示す課題があり、知りたい統計を見つけにくいものとなっているほか、全体像が分かりにくいものとなっていた。 ① 分野によって含まれる統計の数が異なり、分野によっては、多くの統計が掲載されている(統計の数に比べて、区分が大雑把)。 ② 似たようなテーマの統計が分散して掲載され、区分の中に違うテーマの統計が混在している。 ③ 業務統計が十分に掲載されていない。 3 課題に対する改善策等 上記2の課題がある中、既存の調査統計(約100本)に加え、業務統計(約70本)を追加する必要があるため、更に、分野を細分化することによって、整理することとした。基本的には2階層(大分野・中分野)とし、平成26年度末に「厚生労働統計調査・業務統計等体系図(分野別・対象別一覧表)」を厚生労働省ホームページに掲載した。 これにより、利用したい統計が明らかでない場合、これまでは、利用者が、分野によっては多くの統計がある中を、しらみつぶしに統計を当たらなければならなかったが、細かく分野を整理したことによって、細分化された分野名がいわばメニューとなり、これを手がかりにして、より狭い範囲である中・小分野の中を確認すればよくなり、簡単に得たい統計にたどり着けるようになることにも、全体的にどのような分野の統計があるか全体像が分かりやすくなり、利便性、有用性が高まると考えられる。</p> <p>4 今後の予定 今後の予定としては、「厚生労働統計一覧」(厚生労働省で実施している主な統計調査や業務統計について、調査名と調査内容が13の分野に分けられ、掲載されている。)についても、分野の変更(細分化)、業務統計の追加を行い、より分かりやすいくした全体像を、平成27年4月中旬までに厚生労働省ホームページに掲載する。 更に、平成27年度以降、追加的に分野内において各統計の特徴・違いをより分かりやすくした説明資料の掲載を検討する。</p>	<p>医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計体系の全体像を整理し、公表することについて、「厚生労働統計調査・業務統計等体系図(分野別・対象別一覧表)」を厚生労働省ホームページに掲載しています。 厚生労働省の統計が人の暮らしに関わる広範な範囲をカバーしており、統計体系の全体像を誰にも分かりやすく示すことが難しいことは理解できるとともに、今回の体系図が厚生労働省統計を網羅的に整理し、一定の活用に資することは評価しますが、「医療・福祉・介護」に関連する統計の、特に関連する視点においては、構造的・体系的に全体像を示しているとは言えないのではないだろうか。 こうした点について、国民が医療・福祉・介護に関連する統計体系の全体像を十分に理解できるよう、関連図を作成するなど、より一層工夫することができないか説明をお願いします。</p>

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由 (欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
7	(2)人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。	<p>21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを踏まえ、調査継続の必要性について検討を行ったが、</p> <p>① 当調査の主たる目的は少子化対策の基礎資料を得ることであるが、対象児が中学生になったことにより、従来の調査とは異なる手法やアプローチが必要となっていること</p> <p>② 平成22年から新たに開始した21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)を、13年出生児の調査結果と比較することにより、少子化対策の施策効果等を測れること</p> <p>③ 中高生を対象とした調査結果は、厚生労働省の施策と直接的な関連が薄く、行政上の必要性が乏しいことから、継続実施をしていくには、財政当局等の理解を得るのが難しいという状況下にある。</p> <p>しかし、当調査は諸外国の縦断調査と比較しても類をみないほどに調査客体の残存率が高く、今後も対象児を長期的(就労以降まで)に捉えることにより、子ども期の育ちが就労等に及ぼす影響などが分析できること、そうした分析は少子化対策を検討する上でも必要であること等から、当調査の継続実施を強く望む声があることもまた事実であり、厚生労働統計の整備に関する検討会において、各委員から調査を継続するよう強い要望があった。</p> <p>一方、文部科学省においても、文部科学省に課された基本計画の課題である、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計(縦断調査)の実施について検討が行われ、厚生労働省もオプサーバーとして研究会に参画するなど調整経緯があった。</p> <p>当該研究会においても、調査客体の残存率が高く、中学生までのデータを保有する当調査の客体を継続していくことは貴重であるとの認識であった。</p> <p>そのため、両省にとって有益なものとなるよう、学校生活、学力等の文部科学省の行政施策に密接する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としても必要な項目を一定量加えたいうえで、調査の実施主体を文部科学省とする共管調査として継続実施をしていくという意思について両省間で確認ができた。</p> <p>なお、予算や定員などの面も含めて、実現に向けて両省間で検討中である。</p>	<p>各府省に説明を求める内容及びその理由(欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)</p> <p>意見① 厚生労働省では21世紀縦断調査の継続に関して文部科学省と共同していくことであるが、これに関しては、時間的余裕もあまりない中で、早急な対応を求めたい。</p> <p>意見② 厚生労働省と文部科学省との共管調査として今後も調査を継続してゆく方向で調整中であり、また明確な結論はないことであるが、これまでどのような議論がなされてきたのかお伺いしたい。乳幼児期の経験・状況がその後の教育行動、大人になったからの就業状況にも影響があるという研究が米国を中心に最近多くなされているが、そうした研究にはこのような長期にわたるパネルデータが不可欠であるため、是非とも継続をお願いしたい。</p> <p>意見③ 21世紀出生児縦断調査において対象者年齢が中学生になったことを受けて、教育との関わりが重要になってきた。さらには、労働市場に出る場合もあるため、少なくとも厚生労働省と文部科学省の担当政策との関連が深くなる。今後の少子化問題、格差問題を含めて、実態を把握し、政策評価する場合には縦断調査は極めて重要な意味をもつので、継続的な実施に向けた具体的な対策を検討していただきたい。</p>

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由(欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
8	(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。	平成26年5月に開催した第1回産業関係連統計WGから本件に関する検討を開始し、年度末までに計10回の検討を重ねている。常用労働者と臨時労働者の区分変更については、平成27年2月の第11回WGにおいて最終報告案を取りまとめると共に、平成26年度内にガイドライン骨子案に関するおおむねの合意を得た。また、常用労働者の内訳区分の改善については、平成26年度内に改善の方向性に関する合意を得ると共に、平成27年4月を目途に最終的な対応案を取りまとめたうえで、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(案)」を作成することとしている。なお、本ガイドライン案は平成27年度初旬に開催予定の各府省統計主管課長等会議での合意を目指している。	意見① ガイドラインは、あくまで最低限の区分であるということと納得はしているが、いくつか確認させていたきたい。 (1) ガイドラインでは、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」とあるが、「原則」に則って、客観的な指標を用いる調査とは具体的にどのような調査か、また、客観的な指標を用いることができない理由を教えてください。 (2) ガイドラインにおける常用労働者の内訳区分に関する検討経過についてご説明いただきたい。 (3) 引き続き検討されるとのことであるが、具体的に、どのようなスケジュールで何を検討していくのか、今後の方向性を伺いたい。また、調査の目的によって一律に取り組むことは困難であろうが、たとえば、①契約期間の細分化、②総労働時間の把握や客観的な指標(例:労働時間40時間等)を採用する余地はないのか。 意見② 今回示された労働者区分等に関する概念上の整理、ガイドラインの概要については簡潔化・明確化が図られ、妥当と考えます。そうしたうえで、事業所と世帯を対象とする統計調査との整合性についての丁寧な対応と説明をお願いしたいと思います。 意見③ 国内における複数統計における区分の問題もある。労働者区分の整理について府省横断的に検討されたことに大きな前進をみる一方で、就労時間・期間という観点と呼称による(契約上の位置づけ)の間でのギャップをどう埋めていくのかが議論が残っている。調査横断的に統一することは難しく、またそれぞれ異なる問題意識のもとに調査が設定される場合もあるので、区分定義の違いはゼロにはならないと思うが、代表的な調査間での調整は少なくとも検討の余地がまた残されているのではなかろうか。
9	2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保のための取組	○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究の実施について、平成27年度の研究の着手に向け、各府省の担当者、独立行政法人統計センター及び外部の有識者等から広く知見を集め研究が実施できるようスキーム構築について検討を行った。今後は、このスキームによる研究着手に向けた取り組みをいく。統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充についで、引き続き取り組んでいく。	総務省	平成27年度から実施する。	公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究の実施については、平成27年度の研究の着手に向け、各府省の担当者、独立行政法人統計センター及び外部の有識者等から広く知見を集め研究が実施できるようスキーム構築について検討を行った。今後は、このスキームによる研究着手に向けた取り組みをいく。統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充についで、引き続き取り組んでいく。	統計リソースの確保は重要な課題であるが一方で困難な状況にあると理解している。国際的に見ても同様に厳しいものであると認識しており、そのような状況を含め現状について、説明いただきたい。 (No.17意見②参照) (No.13参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由 (欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
10		<p>統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p> <p>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化に係る各府省に共通する取組(一般用マイクロデータ(仮称)の作成、オンサイト利用等)による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等)のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるような措置する。</p>	総務省	平成26年度から実施する。	政府統計共同利用システム(統計情報データベース及びAPI機能)の統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで平成27年度から代行することとした。	(No.17意見②参照) 調査票情報の秘密を保護しながら、それを各種の研究に有効活用するための方法として、これまでのところ、匿名データの提供については成果が上がりつつあるが、今後はさらにリモートアクセスを含むオンサイト利用データアクセスの整備などが重要となると考えらる。今後のさらなる統計利用の発展の方向として、これらの課題への対応状況を知りたい。
11	(3) 統計職員等の人材育成・確保	<p>研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。</p>	総務省	平成26年度から段階的に実施する。	統計研修所は、6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施した結果、要望の多いテーマに特化した短期(1～2日間)の研修を、平成26年度から新たに3コースを実施。さらに平成27年度においては、統計の基本を2日間で学べる課程を2課程増設、統計解説を1日で学ぶことができる特別コース及び統計オンラインデータの活用方法を学ぶことができる特別コースの2コースを新設し実施予定。	各種統計をどのように設計するかについては、継続性や調査可能性の検討も必要だが、政策的課題や国際比較可能性も踏まえる必要がある。しかしながら、近年の統計は、後者の二つのニーズに対する配慮が十分ではないと感じざるを得ない。統計職員がこうした政策的課題や国際比較可能性を認識して統計を設計していくよう、どのような研修や、また専門家との共同研究を実施しているかについて、総務省及び各府省の見解を聞きたい。
12	3. 統計調査環境の改善 (4) 統計リテラシー等の向上	<p>文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。</p> <p>また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。</p> <p>さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。</p>	総務省	平成26年度から順次実施する。	統計研修所は、8月に教員、教育関係者向けの研修を企画・実施する職員などを対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つポイントを研修内容とした「教育関係者向けコース」を新たに実施(受講者数35名)。平成27年度は、26年度の実施を踏まえ、研修内容の充実を図り実施する予定。	(No.13参照) 統計も必要だが、政策的課題や国際比較可能性も踏まえる必要がある。しかしながら、近年の統計は、後者の二つのニーズに対する配慮が十分ではないと感じざるを得ない。統計職員がこうした政策的課題や国際比較可能性を認識して統計を設計していくよう、どのような研修や、また専門家との共同研究を実施しているかについて、総務省及び各府省の見解を聞きたい。
13		<p>統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものと定めるよう充実を図る。</p>	総務省	平成26年度から実施する。	統計研修所は、8月に教員、教育関係者向けの研修を企画・実施する職員などを対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つポイントを研修内容とした「教育関係者向けコース」を新たに実施(受講者数35名)。平成27年度は、26年度の実施を踏まえ、研修内容の充実を図り実施する予定。	(No.13参照) 総務省統計局情報システム課や統計研修所中心になって、人材育成や統計リテラシーを高める努力をしていると聞いている。その現状について説明を求めたい。
14		<p>広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ(仮称)」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。</p>	総務省	平成27年度から実施する。	「一般用マイクロデータ(仮称)」の作成については、独立行政法人統計センターがリテラシーの把握を行うことである。教育目的、日本経済の発展目的、公共利用目的など様々な利用先が考えられると思うが、どのような方法で利用者ニーズを把握しようとしているのか、内部の研究会で認められたからという程度で正当化では本来の趣旨に対応できないのではないだろうか。説明を求めたい。	(No.13参照) 総務省で検討されている一般用マイクロデータを把握して提供を行うということである。教育目的、日本経済の発展目的、公共利用目的など様々な利用先が考えられると思うが、どのような方法で利用者ニーズを把握しようとしているのか、内部の研究会で認められたからという程度で正当化では本来の趣旨に対応できないのではないだろうか。説明を求めたい。

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求めめる内容及びその理由(欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
15	統計データの有効活用の推進 (1)調査票情報等の提供及び活用	○ オナーモード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。	オナーモード集計の利用条件の緩和については、民間企業へのヒアリングや統計データの二次の利用促進に関する研究会等において意見を聴取し検討を行い、基本的な方向性(利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。)を定めた。当該基本的な方向性に従い、具体的な利用条件について更に検討を進めている。 オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用マイクロデータ(仮称)の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。 平成26年度において、国の行政機関及び日本銀行がオナーモード集計の提供対象とした統計調査は、26調査(239年次分)であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、36年次分のデータが追加された。	(No.17意見②、③参照)
16		○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法を実現を旨とし、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。	セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「リモートアクセスを活用したオンライン利用」の仕組みを構築することとし、平成28年度中の運用開始に向けたスケジューリングや施設の在り方に関する課題と対応について整理した。	公的統計の2次利用の促進に関して、オンライン利用、リモートアクセス利用を検討することであるが、セキュリティの確保に加えて、利用者サイドの要望や制約に関しても、広く議論をして、本当に使い勝手の良いシステムを構築することを要望する。 (No.17意見②、③参照)
17		○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。	平成26年度において、国の行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、7調査(41年次分)であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、1年次分のデータが追加された。 また、社会生活基本調査(総務省)の調査票B(平成13年及び18年)及び国民生活基礎調査(厚生労働省)(平成10年及び22年)に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、いずれも調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であると考えた(これらの匿名データについては平成27年度中の提供開始を予定している。)	(No.10参照) 意見① 匿名データの提供に関しては、提供する統計調査を順次追加していくという点であるが、総務省、厚生労働省以外の省庁からの提供予定の準備、実態はどのようになっているのか。 意見② 「リモートアクセスを活用したオンライン利用」や「プログラム送付型集計・分析」の実現は、とくに地方の研究機関にとっては有効性が高いであろうし、大変重要なことではあるが、統計データの有効活用推進においては、そちらだけでなく、匿名データ対象調査の種類を増やすことも同時に進めていただきたい(それに伴う、利用者側のルール作りも含め)。そのあたりはどのようになっているのか伺いたい。 意見③ 公的統計データの有効活用は、社会的還元という点からも重要だと考えられる。オナーモード集計については、現時点で現場の負担も多く、どれくらいオナーモード集計を推進すべきかの疑問は残る。 また、調査票情報の提供については、入り口のスクリーニングが極めて厳しい。社会科学的研究の発展は政策研究の観点から有効であり、入り口というよりも出口管理をすることで、生産的な有効活用が促されることを求める。 匿名データの作成については、その内容を明確にするよう、各時点のデータのみにならず、経年的なデータとする場合の対応について、情報提供が求められる。例えば、該当ケースが少ないことに伴う削除が全サンプルの分布に何らかのゆがみをもたらさないかは必ずしも考慮されているかと思いが、経年的な変化をみるにあたっての工夫はなされているのか。

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	各府省に説明を求める内容及びその理由 (欄中のNo.は、「通し番号」の欄に対応。)
18		<p>○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。</p>	内閣府 (統計委員会)、総務省	平成26年度から検討する。	平成26年度は、統計委員会匿名データの部会の構成員において、語問及び割合審議の必要性、割合審議の効率化のための工夫について意見交換を行った。27年度中に手続の簡素化に関する方針を取りまとめる予定。	(No.17意見②、③参照)
19		<p>○ 「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備に ついては、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。</p>	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。	「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「リモートアクセス」を活用したオンラインサイト利用」の検討の進展を踏まえ、今後、具体化を進める。	(No.17意見②、③参照) (No.10参照)